

# 山梨県公報

第六百三十四号

令和八年

三月二日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○道路の区域変更(四件)……………七三  
○建築基準法に基づく道路位置指定……………七四

### 公告

○令和七年度林業用種苗生産事業者講習会の開催……………七四  
○令和八年度前期技能検定の実施……………七五  
○令和八年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施……………七八  
○令和八年二級建築士試験の実施……………八四  
○令和八年木造建築士試験の実施……………八四  
○建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施……………八五

## 告示

### 山梨県告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

南巨摩郡早川町大原野塩島沢左岸堤防敷地先から南巨摩郡早川町大原野字塩島二番一地先まで

新	旧
八・〇〃 三七・七	七・五〃 八・〇
八九・九	八九・九

### 山梨県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和八年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷富士川線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
西八代郡市川三郷町市川大門字西条一六五	旧	八・六〃	六三・七
六番一地从先から		九・六	
西八代郡市川三郷町市川大門字西条一六二	新	一六・〇	六三・七
〇番一地从先まで			

### 山梨県告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和八年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区間	西八代郡市川三郷町市川大門字西条二六五 六番一地从先から 西八代郡市川三郷町市川大門字西条二六二 〇番一地从先まで	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	八・六 九・六	六三・七
	新	一六・〇	六三・七	

山梨県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和八年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区間	西八代郡市川三郷町岩間字東町一九六五番 地先から 西八代郡市川三郷町岩間字東町一九六二番 一地从先まで	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	七・二 七・五	三五・一
	新	七・七 七・九	三五・一	

山梨県告示第五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和八年二月二十日
- 二 指定道路の位置 南都留郡富士河口湖町小立字呉井塚三七〇六番一三
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 八十一・二メートル

公 告

令和七年度林業用種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により令和七年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和八年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催日時 令和八年三月二十四日（火）午前九時三十分から午後五時まで
- 二 講習場所 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺二千二百九十番一号 山梨県森林総合研究所会議室1
- 三 受講対象者 山梨県内に住居を有し、林業用種苗生産事業を行おうとする者
- 四 受講手続
  - 1 提出書類 受講申込書
  - 2 受講手数料 一万四千元（受講申込書に生産事業者講習会手数料用の山梨県手数料納付済証を貼り付ける。なお、手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。）
  - 3 受講申込書の配布期間及び配布場所 この公告の日から令和八年三月十七日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、山梨県森林環境部森林整備課及び各林務環境事務所森づくり推進課において配布する。
  - 4 受講申込書の受付期間、提出先及び提出方法 3に掲げる期間において、住所地

を管轄する林務環境事務所森づくり推進課に持参すること。

五 講習内容

- 1 種苗に関する法令 二時間
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間
- 六 その他

- 1 講習会の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
- 2 受講手続等に関し不明の点は、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二二三―一六四六）又は各林務環境事務所森づくり推進課に問い合わせること。

● 令和八年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。

令和八年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種

- 1 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち前期（令和八年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。ただし、検定職種のうち「めつき」については、実技試験を実施しない。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業

非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法 レーザー加工法	マシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
めつき	電気めつき作業法	
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
ダイカスト	なし	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業
建設機械整備	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
プラスチック成形	射出成形法 真空成形法	射出成形作業 真空成形作業
石材施工	石張り施工法 石積み施工法	石張り作業 石積み作業



フラワー装飾	なし	なし
--------	----	----

3 単一等級 単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー 施工法	溶融ペイントハンドマーカー 工事作業

二 試験の方法 実技試験及び学科試験  
三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 令和八年六月十日(水)から同年九月九日(水)まで(ただし、造園職種、及び職種及び路面標示施工職種については、暑熱対応により日程を延期する場合、同年九月十日(木)から同年十一月十一日(水)まで)の間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日を行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 令和八年六月三日(水)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

- (一) 実施期日

職種	実施期日
三級 園芸装飾 造園 機械加工 めつき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 塗装 フラワー装飾	令和八年七月十二日(日)
1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装	令和八年八月二十三日(日)

2 三級 金属熱処理	
------------	--

一級及び二級 機械加工 鉄工 めつき ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 貴金属装身具製作 (日)

1 一級及び二級 塗装 フラワー装飾 絶縁施工 表装 2 単一等級 路面標示施工	令和八年九月六日(日)
--	-------------

四 受検申請の手続  
1 提出書類

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
- (二) 次のいずれかの本人確認書類の写し
- (1) 運転免許証又は個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)
- (2) 特別永住者証明書又は在留カード
- (3) 健康保険資格確認書
- (4) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
- (5) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)
- (6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

2 試験手数料

(一) 実技試験

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

- (一) 実技試験
- (2) から(6)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円
- (2) 三級を受けようとする者であって、令和八年四月一日において二十三歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(3)から(6)に掲げる者を除く。)
- 一の検定職種につき一万三千七百円
- (3) 三級を受けようとする者であって、令和八年四月一日において二十三歳未満

の在職中のもの（実技試験の受検申請書を提出した日において雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるものに限る。（6）において同じ。）（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者並びに（4）から（6）に掲げる者を除く。） 一の検定職種につき九千二百円

(4) 二級又は三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。）(5)及び(6)において同じ。）

(5) 三級を受けようとする在校生であつて、令和八年四月一日において二十三歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者及び(6)に掲げる者を除く。） 一の検定職種につき七千六百円

(6) 三級を受けようとする在校生であつて、令和八年四月一日において二十三歳未満の在職中のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。） 一の検定職種につき三千百円

(二) 学科試験 一の検定職種につき三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 令和八年四月六日（月）から同月十七日（金）まで

5 提出先 甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会及び富士吉田職業訓練協会で交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百八十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、令和八年八月二十八日（金）（金属熱処理を除く三級職種に限る。）又は同年十月二日（金）（ただし、造園職種、及び職種及び路面標示施工職種については、暑熱対応により日程を延期する場合、同年十一月二十六日（木）までの間で、知事が指定する日）に、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 一級又は単二等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業政策部産業人材課（電話〇五五―二二三―一五六七）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 令和八年度技能検定（随時実施する二級、三級及び基礎級）の実施  
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
令和八年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種等

1 実施職種

(一) 二級 二級の検定職種のうち前期（令和八年四月一日から同年九月三十日まで）の期間をいう。以下同じ。）又は後期（同年十月一日から令和九年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

電子機器組立て	なし	なし	なし	機械組立仕上げ法	電気めつき作業法	機械板金加工法	内外装板金施工法	構造物鉄工作業法	なし	なし	機械加工 旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法	鍛造 ハンマ型鍛造法	铸造 鋳鉄鋳物鋳造作業法 非鉄金属鋳物鋳造作業法	さく井	検定職種
なし	なし	なし	機械組立仕上げ作業	電気めつき作業	機械板金作業	内外装板金作業	構造物鉄工作業	構造物鉄工作業	なし	なし	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業	ハンマ型鍛造作業	鋳鉄鋳物鋳造作業 非鉄金属鋳物鋳造作業	ロータリー式さく井施工法	学科試験の選択科目
なし	なし	なし	機械組立仕上げ作業	電気めつき作業	機械板金作業	内外装板金作業	構造物鉄工作業	構造物鉄工作業	なし	なし	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業	ハンマ型鍛造作業	鋳鉄鋳物鋳造作業 非鉄金属鋳物鋳造作業	ロータリー式さく井工事作業	実技試験の選択科目

とび	建築大工	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造	プラスチック成形	製本	印刷	製造 紙器・段ボール箱	家具製作	寝具製作	婦人子供服製造	施工 冷凍空気調和機器	造 プリント配線板製	電気機器組立て
なし	なし	なし	なし	圧縮成形法 射出成形法 インフレーション成形法 ブロー成形法	なし	なし	印刷箱製造法	家具手加工作業法	なし	婦人子供既製服製造法	なし	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法
なし	なし	なし	なし	圧縮成形作業 射出成形作業 インフレーション成形作業 ブロー成形作業	なし	なし	印刷箱製箱作業	家具手加工作業	なし	婦人子供既製服縫製作業	なし	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業	変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業





電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	機械検査	仕上げ	めつき	工場板金	建築板金	鉄工	金属プレス加工	機械加工	鍛造	鋳造
回転電機組立て法 配電盤・制御盤組立て法	なし	なし	なし	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	電気めつき作業法	機械板金加工法	内外装板金施工法	なし	なし	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法	ハンマ型鍛造法	鋳鉄鋳物鋳造作業法 非鉄金 属鋳物鋳造作業法
回転電機組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業	なし	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	電気めつき作業	機械板金作業	内外装板金作業	なし	なし	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業	ハンマ型鍛造作業	鋳鉄鋳物鋳造作業 非鉄金 属鋳物鋳造作業

ハム・ソーセージ	パン製造	石材施工	プラスチック成形	製本	印刷	紙器・段ボール箱製造	建具製作	家具製作	寝具製作	婦人子供服製造	施工	冷凍空気調和機器製造	プリント配線板製造	て法 回転電機巻線製作法
なし	なし	石材加工法 石張り施工法	圧縮成形法 射出成形法 インフレーション成形法 ブロー成形法	なし	なし	印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法	なし	なし	なし	なし	なし	なし	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	御盤組立て作業 回転電機巻線製作作業
なし	なし	石材加工作業 石張り作業	圧縮成形作業 射出成形作業 インフレーション成形作業 ブロー成形作業	なし	なし	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業 段ボール箱製造作業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業	

・ペーコン製造	建築大工	かわらぶき	とび	左官	タイル張り	配管	型枠施工	鉄筋施工	コンクリート圧送 施工	防水施工	内装仕上げ施工	熱絶縁施工	サッシ施工	ウエルポイント施
	なし	なし	なし	なし	なし	建築配管施工法	なし	なし	なし	なし	プラスチック系床仕上げ施工 法 カーペット系床仕上げ施 工法 鋼製下地施工法 ボー ド仕上げ施工法	なし	なし	なし
	なし	なし	なし	なし	なし	建築配管作業	なし	鉄筋組立て作業	なし	なし	プラスチック系床仕上げ工 事作業 カーペット系床仕 上げ工事作業 鋼製下地工 事作業 ボード仕上げ工事 作業	なし	なし	なし

工業包装	なし	なし	なし
塗装	建築塗装法 金属塗装法 鋼 橋塗装法 噴霧塗装法	建築塗装作業 金属塗装作 業 鋼橋塗装作業 噴霧塗 装作業	なし
表装	なし	なし	なし
工			

2 受検資格

(一) 1(一)に掲げる随時実施する二級の検定職種の技能検定については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第五十七号)第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)(以下「旧規則」という。)第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

(二) 1(二)に掲げる随時実施する三級の検定職種の技能検定については、基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

(三) 1(三)に掲げる随時実施する基礎級の検定職種の技能検定については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法 実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表 あらかじめ受検者に送付する。

2 学科試験

(一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発セン

四 ター  
受検申請の手続

- 1 提出書類
  - (一) 技能検定受検申請書
  - (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 試験手数料
  - (一) 実技試験 一万八千二百円
  - (二) 学科試験 三千円
- 3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。
- 4 受付期間 随時
- 5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）
- 6 その他
  - (一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会で作付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百八十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。
  - (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

- 1 合格者の発表 合格者には、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。
- 2 合格証書の交付 合格者には、山梨県知事名の合格証書を交付する。
- 六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業政策部産業人材課（電話〇五五―二二三―一五六七）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 令和八年二級建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和八年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター

（以下「センター」という。）に行わせる。  
令和八年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時
  - 1 学科の試験 令和八年七月五日（日）午前十時十五分から午後五時二十分まで
  - 2 設計製図の試験 令和八年九月十三日（日）午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市相生二丁目二番十七号 甲府商工会議所
- 三 受験申込手続
  - 1 原則として、新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。
  - 2 受験申込受付期間 令和八年四月一日（水）午前十時から同月十四日（火）午後四時まで
  - 3 受験申込方法 センターのホームページ（<https://www.jaetic.or.jp/>）において必要な事項を入力し、申し込むこと。  
なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和八年四月七日（火）までにセンター本部（電話〇五〇―三六四五―八四二二）に申し出ること。
- 四 合格者の発表及び合否等の通知 令和八年十二月三日（木）（予定）（学科の試験については、同年八月二十四日（月）（予定））
- 五 その他
  - 1 設計製図の試験の課題は、令和八年六月二十四日（水）頃からセンターのホームページ（<https://www.jaetic.or.jp/>）において公表する。
  - 2 詳細については、センター（電話〇五〇―三六四五―八四二二）に問い合わせること。

● 令和八年木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和八年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和八年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日時

- 1 学科の試験 令和八年七月二十六日（日）午前十時十五分から午後五時二十分ま

で

- 2 設計製図の試験 令和八年十月十一日(日)午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市相生二丁目二番十七号 甲府商工会議所
- 三 受験申込手続

1 原則として、新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

2 受験申込受付期間 令和八年四月一日(水)午前十時から同月十四日(火)午後四時まで

3 受験申込方法 センターのホームページ(<https://www.jaieic.or.jp/>)において必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和八年四月七日(火)までにセンター本部(電話〇五〇一三六四五―八四二二)に申し出ること。

四 合格者の発表及び可否等の通知 令和八年十二月三日(木) (予定) (学科の試験については、同年八月二十四日(月) (予定) )

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、令和八年七月八日(水)頃からセンターのホームページ(<https://www.jaieic.or.jp/>)におお公表する。

2 詳細については、センター(電話〇五〇一三六四五―八四二二)に問い合わせること。

● 建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十五項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和八年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 意見の聴取を行う日時 令和八年三月十日午後二時

二 意見の聴取を行う場所 甲斐市篠原二千六百十番地 竜王北部公民館視聴覚教室

三 許可しようとする建築物の計画内容

1 建築物の位置 甲斐市富竹新田字大明神河原千五百七十五番一、千五百九十六番二(準住居地域一部第二種中高層住居専用地域)

2 建築物の内容 建築基準法第四十八条第七項ただし書の規定による許可に係る自動車修理工場ほか(鉄骨造平屋建て、床面積二百七・三八平方メートル)の増築

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番